

**鳥取県告示第 222 号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地  
財団法人鳥取県建築住宅検査センター  
鳥取市田園町三丁目375
- 2 変更後の確認検査の業務を行う事務所の所在地  
鳥取市田園町三丁目375